

# ISACA 大阪支部 協賛・後援・協力ガイドライン (Ver2.0)

## 第1条 (目的)

このガイドラインは、ISACA 大阪支部 (以下、支部) が、第2条に定める行事に関し協賛、後援又は協力する際の取り扱いについて定めることを目的とする。

## 第2条 (適用範囲)

このガイドラインの適用範囲は、支部以外の団体又は個人が主催するシンポジウム、セミナー、ワークショップ、講演会、討論会又は勉強会等の行事とし、支部が主催又は共催する行事を除くこととする。なお、ここでいう行事は、非営利目的の活動のみを対象とし、営利目的の活動を含まない。

## 第3条 (定義)

### 1) 支部が主催

支部の意思に基づき、支部が主体的に行事を執り行うこと。行事の運営責任を負うことになるため、意思決定組織に支部理事が参加する。

### 2) 支部が共催

支部の意思に基づき、支部が他の団体又は個人と共に主体的に行事を執り行うこと。行事の運営責任を共に負うことになるため、原則として、意思決定組織に支部理事が参加する。

### 3) 支部が協賛

支部以外の団体又は個人が主催する行事にあたり、その趣旨に賛同し、積極的な参加などによりその実行を助けること。支部は運営責任を負わないので、意思決定組織への参加は必要ない。

### 4) 支部が後援

支部以外の団体又は個人が主催する行事にあたり、その趣旨に賛同し、後方から手助けすること。支部は運営責任を負わないので、意思決定組織への参加は必要ない。

### 5) 支部が協力

支部以外の団体又は個人が主催する行事にあたり、その趣旨に賛同し、力を合わせることに。支部は運営責任を負わないので、行事の意思決定組織への参加は必要ない。

## 第4条 (協賛・後援・協力の内容)

### 1) 名義使用承認

支部が協賛、後援又は協力していることについて、主催者が支部名称を使用することを認めること。

### 2) 広報支援

支部が協賛、後援又は協力していることについて、支部 Web サイトや支部会員 ML 等で広く案内すること。

### 3) 人的支援

協賛、後援又は協力に際し、一般参加、スタッフ派遣など人的に支援すること。

4) 資金援助

協賛、後援又は協力に際し、資金を拠出すること。

5) その他支援

上記に該当しない支援。

## 第5条 (認定基準)

1) 共通

A. 支部の活動目的に照らして賛同できる内容であること

B. 支部や ISACA 関連資格の認知度の向上、支部活動に関連する業界の発展などに効果が見込まれること

C. 主催又は共催する団体又は個人が、営利・政治・宗教に関連しないこと

D. 行事の内容が、営利・政治・宗教に関連しないこと

E. 原則として、継続した同趣旨の活動実績があること。ただし、行事の初回開催のとき又は内容が著しく変化したときは、理事会で審議し、過半数の承認を必要とする

F. 個人が主催する行事に協賛、後援又は協力するときは、理事3名以上の推薦を得たうえで、理事会で審議し、過半数の承認を得ること

2) 協賛の取扱い

上記1)を満たし、かつ、支部にとって直接的なメリットがある場合、名義使用承認、広報支援、人的支援、資金援助、その他により協賛することができる。支部にとって直接的なメリットがある例としては、支部としての講演・発表時間又は展示ブースが設けられる場合や、支部会員の参加に際し一般参加費から割引となる場合などが挙げられる。

3) 後援の取扱い

上記1)を満たす場合、名義使用承認、広報支援、人的支援、資金援助、その他により後援することができる。

4) 協力の取扱い

上記1)を満たす場合、名義使用承認、広報支援、人的支援、その他により協力することができる。

## 第6条 (申請受付)

協賛、後援又は協力の申請受付に当たって次の文書を受領すること。ただし、資金援助を伴わない場合であって、官公庁または過去に共催、協賛、後援若しくは協力実績のある団体が主催又は共催するときは以下の2)を省略することができる。

1) 後援等名義使用申請書、開催案内案

2) 収支予算書、過去の活動記録、直近の収支報告書

## 第7条 (認定手続)

1) 原則として、会長の判断で支援すること及び支援の内容を決定することができる。

ただし、資金援助を伴うとき、行事の初回開催のとき、内容が著しく変化したとき、又は

個人が主催する行事に協賛、後援若しくは協力するときは、理事会で審議する。

2) 会長が支援の決定をしたときは、速やかに理事会又は理事 ML で周知する。

#### 第8条 (実施報告受領)

行事開催後、速やかに開催結果及び収支報告書を提出させること。ただし、資金援助を伴わない場合であって、官公庁または過去に共催、協賛、後援若しくは協力実績のある団体が主催又は共催するときは省略することができる。

#### 第9条 (継続専門教育に関する取扱い)

- 1) 支部が協賛、後援又は協力する行事について、受講者から CPE 報告する際の分類について質問があったときは「Non-ISACA professional education activities」(ISACA 以外の専門教育活動)を案内する。
- 2) 主催者又は共催者が発行する受講証明書について、支部として CPE 単位付与を保証するような表現をさせてはならない。ただし、名義使用承認を認めている場合、支部が協賛、後援又は協力している旨が記載されることは差し支えない。

#### 第10条 (改正)

このガイドラインの改正については、理事会で審議する。

#### 第11条 (その他)

このガイドラインに記載のない事項については、都度理事会で審議し、対応を決定する。

#### 附則

##### 第1条 (効力)

このガイドラインは、2014年4月11日から効力を発する。

- 1) 2012年10月27日作成—成立
- 2) 2014年 4月11日改正—成立

##### 第2条 (文書又は書面)

本ガイドラインにおける「文書」又は「書面」には、すべて電子メール等の電子的手段を含むものとする。

以 上